

平成30年第11回（通算731回）中山町農業委員会会議録
平成30年12月25日午前9時、中山町役場大会議室において平成30年
第11回（通算731回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1) 石沢伸悦 | 2) 高橋富貴子 | 3) 武田正吾 |
| 5) 今野宏 | 6) 庄司正 | 7) 横山昭義 |
| 8) 齋藤修 | 9) 秋葉俊博 | |

●会議の事件は次のとおり

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第37号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第38号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第39号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第40号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第41号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第42号 平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより平成30年第11回通算731回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において5番今野宏委員、6番庄司正委員を指名いたします。

議 長 議第36号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前

審議の内容について報告を求めます。

3 番委員 1 2 月 1 7 日、中山町役場 1 0 3 会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●他 2 件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 議第 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

———— 全委員挙手 ————

議 長 異議ないものと認め、議第 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 3 7 号平成 3 0 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員 本案件は、利用集積計画の使用賃借権設定に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る使用賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 3 7 号平成 3 0 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

———— 全委員挙手 ————

議 長 異議ないものと認め、議第 3 7 号平成 3 0 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第38号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第38号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第38号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第39号に入る前に一言申し上げます。議第39号につきましては、2番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。

—— 高橋富貴子委員退席 ——

議 長 議第39号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、

関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第39号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第39号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

————— 高橋富貴子委員着席 —————

議長 議第40号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、山形農協を介して転貸した利用集積計画の新規賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

須貝専門員 ●●●●、●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第40号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙

手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第40号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第41号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●他13件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第41号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第41号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第42号に入る前に一言申し上げます。議第42号につきましては、6番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。

—— 庄司正委員退席 ——

議 長 議第42号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、武田正吾農地副常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

須貝専門員 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第42号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第42号平成30年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 37 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 38 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 39 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 40 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 41 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 42 号 平成 30 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員